

【公法判例研究】

いじめに関する記録文書に記載された保有個人情報に係る訂正決定・同取消処分と国家賠償責任(さいたま地判令和2年10月14日〔LEX/DB 25567142〕)

石 森 久 広

【事実の概要】

Y市は、2016（平成28）年当時、Y市立C中学校（以下「本件中学校」という。）に在籍していた原告（2002〔平成14〕年生まれ）が、いじめにより相当の期間本件中学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認め、その事態（いじめ防止対策推進法28条1項2号に規定された「重大事態」に当たり、以下「本件重大事態」という。）に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、本件重大事態に係る事実関係について調査を行うこととし、2017（平成29）年2月頃、Y市いじめ問題調査委員会条例（以下「委員会条例」という。）1条に基づき、Y市いじめ問題調査委員会を設置した。その後、同委員会は、調査を進め、2018（平成30）年3月14日、調査報告書を作成した。

原告は、2018（平成30）年1月5日、Y市個人情報保護条例（以下「本件条例」という。）に基づき、本件条例上の実施機関であるY市教育委員会に対し、「請求者本人に係るいじめの重大事態に関する記録全て ・ 事故発生報告書 ・ 学校事故報告書 ・ 指導要録 ・ 職員会議録 ・ 市教育委員会会議録 ・ 児童生徒聞取記録 ・ 文部科学省、県教育委員会（埼玉）、市教育委員会とのやり取りした文書 など」に記載された保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。これに対し、Y市教育委員会は、同月26日、本件開示請求に係る保有個人情報の一部を開示する旨の決定（以下「本件一部開示決定（①）」という。）を行った。このとき原告に写しが交付されたのが、別紙文書目録記載1（「人間関係

のトラブルに起因する〔保護者の申し立て〕いじめ事案発生報告書〔市長報告〕H29.1.10〕から8までの各文書であり(以下、1から3の文書を順に「本本文書1」から「本本文書3」といい、あわせて「本件各文書」という。)、〔開示しない部分〕は「Y市いじめ問題調査委員会に関する文書」、その理由は「委員会条例7条4項に会議は公開しないとあるため」とされていた。

また、原告は、2018(平成30)年2月15日、Y市教育委員会に対し、開示を受けた保有個人情報の一部(本本文書1から本本文書3までの本件各文書に記載された保有個人情報)について、事実には誤りがあるとして、その訂正の請求(以下「本件訂正請求」という。)をした。これに対し、Y市教育委員会は、同年3月7日、本件訂正請求に係る保有個人情報を訂正する旨の決定(以下「本件訂正決定(①)」という。)をしたが、その後、同年9月11日、本件訂正決定(①)を取り消す旨の決定(以下「本件訂正決定に係る取消決定(②)」という。)及び本件訂正請求に係る保有個人情報を訂正しない旨の決定(以下「本件不訂正決定(③)」という。)をした。

原告は、2019(平成31)年1月20日、〈1〉本件一部開示決定(①)のうち不開示とされた部分の取消し及び開示決定の義務付け、〈2〉本件訂正決定に係る取消決定(②)の取消し、〈3〉本件不訂正決定(③)の取消し並びに〈4〉慰謝料100万円及びこれに対する平成31年2月8日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求め、本件訴えを提起した。

本件訴えの提起後、Y市教育委員会は、2019(令和元)年5月13日、本件一部開示決定を取り消す旨の決定(以下「本件一部開示決定に係る取消決定(②)」という。)をした上、本件開示請求に係る保有個人情報のうち別紙文書目録記載(9から143まで)の文書に係る保有個人情報(ただし、事案発生報告〔学校・市教委〕の生徒個人名及び保護者名、関係者個人名を除く。)を、全部又は一部開示する旨の決定をし(以下「本件一部開示再決定(③)」という。)、また、同日、本件訂正決定に係る取消決定

(②) 及び本件不訂正決定 (③) をいずれも取り消す旨の決定 (以下「本件不訂正再取消決定 (④)」という。) をしたため、原告は、本件訴えのうち、上記〈1〉ないし〈3〉に係る部分をいずれも取り下げた。

これにより、本件の争点は、《1》本件開示請求に対するY市教育委員会による職務上の行為の違法性等 (争点1)、《2》本件訂正請求に対するY市教育委員会による職務上の行為の違法性等 (争点2) 及び《3》原告の損害の有無及びその額 (争点3) となった。

《関係法令》

○ Y市個人情報保護条例

(開示請求の方法)

第15条 開示請求は、規則で定める書面を実施機関に提出して行わなければならない。

2～3 (略)

4 実施機関は、第1項の書面 (以下「開示請求書」という。) に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者 (以下「開示請求者」という。) に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めなければならない。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

5 (略)

(開示しないことができる保有個人情報)

第16条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、当該保有個人情報を開示しないことができる。

(1) 法令等の規定又は法的拘束力のある指示により、開示することができないとされている情報

(2) (略)

(3) 開示請求者以外の者に関する情報を含む保有個人情報であって、開示することにより、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害する

おそれがあるもの

(4)～(7) (略)

(訂正の請求)

第24条 何人も、自己に関する保有個人情報について、事実には誤りがあると認めるときは、実施機関に対し、その訂正の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。

2 (略)

(訂正しないことができる保有個人情報)

第26条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報について、訂正の権限がないときその他訂正しないことについて相当な理由があるときは、当該保有個人情報の全部又は一部について訂正しないことができる。

○ Y市個人情報保護条例施行規則

(保有個人情報開示請求書)

第5条 条例第15条第1項の規則で定める書面は、様式第5号の請求書とする。

様式第5号

保有個人情報開示請求書	
年 月 日	
(あて先)	
請求者 住所	
氏名	
電話番号	
Y市個人情報保護条例第14条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。	
開示請求に係る保有個人情報の記録の名称又は内容	
開示の方法(希望する開示方法を選んでください。)	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付
(以下、略)	

○ Y市行政手続条例（平成11年3月16日条例第8号）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）～（4） （略）

（5） 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を名宛人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。

（以下、略）

（6）～（7） （略）

（理由の提示）

第8条 行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分を理由を示さなければならない。ただし、条例等に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類その他の申請の内容から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる。

2 前項本文に規定する処分を書面でするときは、同項の理由は、書面により示さなければならない。

（不利益処分をしようとする場合の手続）

第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名宛人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

（1） 次のいずれかに該当するとき 聴聞

ア 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。

イ～ウ （略）

（2） 前号アからウまでのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

(1) 公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続をとることができないとき。

(2)～(4) (略)

(5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名宛人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとするとき。

(不利益処分の理由の提示)

第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名宛人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 (略)

3 不利益処分を書面でするときは、前2項の理由は、書面により示さなければならない。

○ いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

(1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

(2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(公立の学校に係る対処)

第30条 地方公共団体が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3～5 (略)

○ Y市いじめ問題調査委員会条例

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第28条第1項の規定に基づき、教育委員会が調査を行うものとした同項に規定する重大事態(以下「重大事態」という。)ごとに、Y市いじめ問題調査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、法第28条第1項に規定する調査を行う。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2～3 (略)

4 会議は、公開しない。

(関係者の出席及び資料の提出)

第8条 委員会は、必要に応じ、関係者の出席を求めて、その意見を聴き、又は関係者に資料の提出を求めることができる。

《本件一部開示決定通知書の記載内容》

1 開示請求に係る保有個人情報の記録の名称又は内容

請求者本人に係るいじめの重大事態に関する記録全て ・ 事故発生報告書 ・ 学校事故報告書 ・ 指導要録 ・ 職員会議録 ・ 市教育委員会会議録 ・ 児童生徒間聞取記録 ・ 文部科学省、県教育委員会（埼玉）、市教育委員会とのやりとりの文書 など

2 開示の方法

写しの交付

3 開示しない部分及び理由

(開示しない部分)

事案発生報告（学校・市教委）の生徒個人名及び保護者名、関係者個人名

(理由)

Y市個人情報保護条例第16条第3号に該当

開示請求者以外の者の情報で公開することにより、当該開示請求者の者の正当な権利利益を害するおそれがあるため。

(開示しない部分)

Y市いじめ問題調査委員会に関する文書

(理由)

Y市いじめ問題調査委員会条例 第7条4に会議は「公開しない」とあるため。

4 備考

写しの実費 54枚×10円=540円

以上

《本件訂正請求の記載内容》

本件訂正内容1 [略]

本件訂正内容2

*10月6日（木）では無く10月7日です

〈1〉校長に書面での謝罪を要求・・・これまでに謝罪された言葉だけで良いので書面にして欲しいと要望しました。

〈2〉書面で残すように市教委から学校に指導することはできない。と伝える・・・校長とやり取りしてる最中Dさんとは電話が繋がってました。書面に関してDさんは「謝罪をしたのは事実なのにどうして校長先生は書面にしたくないと言ってるんですかね」と言われ私はDさんに「それは私にではなくDさんから直接校長に聞いて下さい」との会話でした。

*10月13日（木）・・・10月12日です

*10月28日（金）

いまだ市教委から連絡がない・・・重大事態に該当してると言ったところDさんは上司に確認しますと言われその後一切連絡が無い事を伝えました。

*11月1日

校長が直接電話し、子供に謝ったり説明をしなければ行きたくても行けない・・・一日も早く安心して登校できるように改善策を何度も要望してるのに出してもらえない事それでは登校出来ないと話しました。

*11月22日

11月1日にAさんが校長を呼びつけ・・・呼びつけてません。

*11月30日

そこじゃないだろ。なぜ校長は分からないのだ・・・これは誰の発言ですか？私だとしたらこの様な発言の仕方はしません。

以上

本件訂正請求3

(概要)

10月11日に部活動の保護者会が市教委同席で行われたが・・・市教委は同席していません。

2 入学してからの対応

*入学早々担任の発言に問題があり校長担任から謝罪があった事から連絡窓口がE学年主任になりました。

*サッカー部入部を希望しAさんと相談する。Aさん校長F教諭と相談し、

集団スポーツの趣旨を説明し、コミュニケーション能力が求められることを確認し

↓

この様な話合いや説明など行ってません。私が一番最初にF先生と話をしたのは本入部後の1回目の保護者会終了後に数分話ただけです。(●●●●に発達障害があることを伝えただけ)

校長F先生と私でサッカー部入部に関しての話合いなどした事ありません。

*●●●●を心配するAさんに対してF教諭は丁寧に教育相談をしていた。

H28.5より●●●●と毎日ノートのやり取りをするなど・・・

↓

入部早々からグループGから外されたり仲間外れをされたり暴力を振るわれたりしてた為その都度相談していました。教育相談で無くいじめ問題の相談です。

ノートのやり取りもいじめ問題から不登校になった為F先生が●●●●のサポート目的で始めました。その様な目的で始めましたが体罰が繰り返されていました。

(教育相談や●●●●の自立に向けた支援では無くいじめ問題の相談といじめ事案のサポートです)・・・いじめと判断されて無かったとするならば部内において嫌がらせや暴行の被害による被害相談と被害事案のサポートです)

(以下、略)

【判旨】一部認容、一部棄却

1. 争点1 (本件開示請求に対するY市教育委員会による職務上の行為の違法性等) について

(1) 国家賠償責任の有無に関する判断基準

「条例に基づく保有個人情報の開示等に係る決定に瑕疵があるとしても、そのことから直ちに国賠法1条1項にいう違法があったとの評価を受けるものではなく、公務員が職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく

上記決定をしたと認め得るような事情がある場合に限り、上記評価を受け得るものと解される（…）。」

（２）保有個人情報の特定

「開示を請求する者において当該保有個人情報の記録の作成年月日、作成者、標目等まで特定することは必ずしも容易でないから、具体的にどのような保有個人情報の記録について開示が請求されているかは、…不開示情報該当性の判断等及びそれに基づく措置の前提として、開示請求を受けた実施機関が最終的にこれを識別し、個別具体的に特定することが本件条例上予定されていると解される。」

「これを本件について見ると、本件開示請求…の記載は、作成者、作成年月日、正確な標目等の記載はないものの、保有個人情報の内容及び対象となる保有個人情報の記録の一般的な名称により、Ｙ市教育委員会において、開示請求に係る保有個人情報がほかの情報と識別できる程度に特定されているといえることができる。…このような開示請求を受けたＹ市教育委員会としては、本件開示請求に係る具体的な保有個人情報を識別し、個別具体的に特定する職務上の義務があったというべきである。」

「しかしながら、弁論の全趣旨によれば、…Ｙ市教育委員会において、本件開示請求に係る具体的な保有個人情報の記録を、同目録記載の文書として識別し、特定した形跡はうかがわれない。したがって、本件一部開示決定〔①〕において、原告について、Ｙ市教育委員会がどのような個人情報を保有し、不開示情報該当性等の判断や開示の対象となるかが個別具体的に特定されたということとはできない。」

（３）本件一部開示決定〔①〕の妥当性

「本件開示請求に係る保有個人情報が個別具体的に特定されていない…以上、…不開示情報該当性を個別に判断することはできないから、…本件一部開示決定〔①〕の判断は、その前提において是認できない。」「Ｙ市教育委員会は、不開示情報該当性の判断…をする前提として、本件開示請求に係る保有個人情報の記録を識別し、個別具体的に特定する職務上の義務があったにもかかわらず、これを怠り、その結果、本件一部開示決定

〔①〕における開示しない部分も特定されず、不開示情報該当性の判断が適切にされなかったことが認められ、このことは国賠法の適用上違法であるというべきである。〕

(4) 理由の提示

「本件一部開示決定〔①〕通知書のうち、『Y市いじめ問題調査委員会に関する文書』を不開示情報とした部分の理由の記載は、…Y市いじめ問題調査委員会条例7条4項に会議は公開しないとあるためとするものであり、当該不開示情報が本件条例16条各号のいずれに当たるかは明示されていないが、同項…により、当該情報を開示することができないという解釈を前提に、同情報が本件条例16条1号に該当する意の記載であることが読み取れなくない。」「したがって、上記理由の記載が、理由の提示として十分でないということとはできない。」

2. 争点2 (本件訂正請求に対するY市教育委員会による職務上の行為の違法性等) について

(1) 訂正義務の有無に関する判断基準

「本件条例…26条は、訂正請求に係る保有個人情報について、訂正しないことについて相当の理由があるときは、当該保有個人情報の全部又は一部について訂正しないことができる旨定める。…訂正請求を受けた実施機関が当該保有個人情報を訂正しないことについて相当の理由があると認められるかどうかは、訂正請求に係る保有個人情報が記載されている文書の利用目的や性格を考慮して判断すべきであると解される。」

(2) 本件訂正請求に対する訂正義務の有無

「これを本件についてみると、本件文書1…2…3は、…いずれも、Y市教育委員会及び本件中学校の作成当時の事実の認識、評価を記載したものであることが認められ…仮に本件訂正請求の内容に客観的な事実と合致する部分があったとしても、本件各文書がY市教育委員会及び本件中学校の認識及び評価を記載したものであるという本件各文書の性格に適さないものというべきである。」「したがって、本件訂正請求に基づき本件各文

書の記載を訂正することは、本件条例の定める訂正請求の制度において予定されていないものというべきであるから、Y市教育委員会は、訂正しないことについて相当の理由があり、本件条例上の訂正義務を負っていないというべきである。」

(3) 訂正方法について

「本件条例が訂正の具体的な方法につき規定していないことに照らすと、実施機関は、訂正をする場合にいかなる方法により訂正するかを決定する裁量を有しており、…原告及び原告法定代理人親権者の認識、評価が記載された本件訂正請求に添付されていた別紙を添付する方法で訂正することは、本件各文書におけるY市教育委員会の認識、評価の記載に加え、原告及び原告法定代理人親権者の認識、評価も報告する旨の本件訂正決定〔①〕の趣旨に合致するものであると考えられ、このような方法を採用したことが、社会通念上著しく妥当を欠いて裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したということとはできない。」

(4) 本件訂正決定に係る取消決定〔②〕を行う際の弁明の機会の付与

「本件訂正決定に係る取消決定〔②〕は、本件訂正請求に対する訂正の措置という形式でされた本件訂正決定〔①〕を取り消すものであるから、本件手続条例2条5号の不利益処分に該当し、…弁明の機会が付与されるべきであったというべきである。」

(5) 本件訂正決定に係る取消決定〔②〕における理由の提示

「『保有個人情報の訂正等をしない理由』欄に『提出された資料では、訂正を裏づける客観的な資料とは認められないことから訂正等はいたしません。』との記載があり、…訂正等をしない理由を具体的に了知し得るものであったといえるから、…理由提示として十分でなかったということとはできない。」

3. 争点3（原告の損害の有無及びその額）について

(1) 本件開示請求

「…本件開示請求については、本件条例が求める保有個人情報の速やか

な開示が実現されなかったということが出来る。そして、これにより…原告は、上記期間中、Y市教育委員会又はY市と折衝をしたり、本件訴訟を提起したりすることを余儀なくされたということが出来る。このことに加え、原告が本件開示請求によって開示を求めていたのが、原告を対象とする重大事態（本件重大事態）に係る情報であったことをも考慮すると、原告は、本件一部開示決定〔①〕が適法にされなかったことにより、相応の精神的損害を被ったと認められる。」

(2) 本件訂正請求

「本件訂正請求に基づき本件各文書を訂正することは、本件各文書の性格に適さないものである上、本件訂正決定に係る取消決定〔②〕は…取り消され〔④〕、…原告が弁明の機会を付与されなかったことによる手続上の不利益は実現しなかったというべきであり、このことと、原告が、本件訂正決定に係る取消決定〔②〕及び本件不訂正決定〔③〕に対し審査請求をしなかったことを併せ考慮すると、…原告が、金銭賠償の対象となるべき精神的損害を被ったと認めることはできない。」

(3) 結論

「…本件開示請求後の経緯等、本件において認められる一切の事情に鑑みれば、本件一部開示決定〔①〕により原告が被った上記精神的損害を慰謝するための額としては、2万円が相当というべきである。」

(裁判長裁判官 倉澤守春、裁判官 大竹貴、裁判官 坂口奨太)

【検討】

1. はじめに

(1) 開示請求に対する実施機関の決定について

争点1についての検討事項は、主に二つある。まず、本件一部開示決定(①)において、「保有個人情報の特定」が問題となる。すなわち、被告であるY市が、「本件一部開示決定(①)の通知書の『開示しない部分』欄に『Y市いじめ問題調査委員会に関する文書』と記載したことで特定さ

れている」旨主張しているところ、このように、実施機関のみで特定できていることで足りるかについて、判旨は、相手方が了知できない状況では条例上の「特定」としては不十分であると判断したうえ、本件一部開示決定（①）に係る国賠責任の成立を認めている。

次に、本件一部開示決定（①）の不開示理由の程度が問題となる。すなわち、不開示理由は「会議の非公開」であり、これで不開示理由の提示として不十分でないかという点につき、判旨は、この記載から「本件条例16条1号に該当する意の記載であることが読み取れなくない」とし、理由提示について瑕疵はないとみている。しかし、同号にいう「法令秘」は、あくまでも保有個人情報開示請求に対する不開示を具体的に想定していると読み出せるものである必要があるところ（拙稿「判解」I P 49号〔第一法規、2020年〕1頁以下〔9頁〕）、「会議の非公開」の規定だけでは、このことは読み出せないのではないかと、そうすると、理由足りえない理由を記載するにとどまる本件一部開示決定（①）の理由提示についても、当初より重大な瑕疵を帯びているのではないかと疑問は残る（以上について、拙稿「いじめに関する記録文書に記載された保有個人情報に係る一部開示決定と国家賠償責任」季報情報公開・個人情報保護81号〔2021年〕36頁以下参照）。

（2）一方、本件訂正請求に対しても、Y市教育委員会は、訂正（①）→取消し（②）・不訂正（③）→取消し（④）と対応を変遷させている。判旨は③の理由を妥当と認め、また、これに伴う、②の事前手続・理由提示、④に基づく訂正の方法と併せ、本件訂正請求に係る国家賠償責任成立を否定している。ここでの主な検討事項は、〈1〉訂正の要否及び訂正の方法、〈2〉訂正決定取消の事前手続の要否である。以下、本稿では、これら訂正請求への対応に関する判示部分に焦点を当てて検討を行うこととする。

2. 本件訂正請求に対する諸対応

（1）訂正の意義と方法

「訂正」が、「言葉や文章の誤っている部分を正しく直すこと」（大辞

林)であるとすれば、本件条例24条が規定する「訂正」は、Y市が保有する行政文書に記載された保有個人情報につき、事実でない記載があれば、それを事実に沿った記載に改めることを意味する。

この「事実に沿った記載に改める」場合の「方法」については、本件条例には規定するところがない(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律も同様)。この点、例えば、『福岡県個人情報保護事務の手引Ⅰ(解説及び運用)』(2020年12月)114頁には、「訂正の方法」に関し、「訂正は、訂正する個人情報の内容や個人情報が記録されている媒体に応じ、適切な方法により行うこととなる。具体的には次のような方法が考えられる。」として、「ア 文書又は図画の訂正方法 原本の該当部分に二重線を引き、余白部分に正確な情報を記載する。原本の訂正が困難な事情がある場合には当該個人情報が誤っていた旨及び事実合致する内容を記した資料を添付する方法その他適切な方法により訂正する。」「イ 電磁的記録の訂正方法 電磁的記録の該当部分について消去し、新たに入力する方法その他適切な方法により訂正する。」と記載されている。一例ではあるが、事実でない記載を事実即した記載に改めるべく設けられた訂正制度の趣旨に照らせば、おそらく妥当な方法といえよう。

(2) 「添付」という訂正方法の適否

本件におけるY市教育委員会の「訂正」の方法は、本件訂正内容1から3の文書を原本に添付するというものであった。この「添付」という方法は、上記福岡県の取扱いの場合、1)「原本の訂正が困難な事情がある場合」に、2)「当該個人情報が誤っていた旨」を記載した上で、3)「事実合致する内容を記した資料」を添付するという、例外的な方法に位置づけられているところ、本件の場合、1)から3)のどれも満たしていない。そこで、問題は、「訂正」決定を行った上で、原本の記載自体は訂正せず、訂正請求書を添付するだけの「訂正」が、果たして条例上の「訂正」として許容されるかどうかである。

周知の、最判平成18年3月10日「京都レセプト訂正請求事件」判時1932号71頁における滝井補足意見は、実施機関に当該情報を訂正する権限がな

いとしても、「個人情報の保護に関し必要な措置を講じる責務を負っている（本件条例3条1項）ことに照らせば、このような〔誤った事実を強く推認させる〕情報について被告诉人の診療に関する部分の情報の誤りがあることを理由にその訂正を求める請求のあったときは、そのことを当該保有個人情報が記録されている文書に注記するなどしてその後においてその情報が利用されることがあるときには、そのことが分かるように適切な措置をとるなどの運用がなされることが求められるものと考える。」

（〔 〕及び下線は筆者）と述べている。ましてや、「訂正」の決定がなされた本件の場合、原告が提出した訂正請求書は、これ自体、実施機関が保有する保有個人情報であるところ、本件各文書にこれら訂正請求書を「添付」するだけでは、市教委が制定請求書の保管場所を変えることしか意味せず、「訂正」の語義からは遠い。

（3）訂正方法がもたらす訂正決定の瑕疵

加えて、この訂正方法は、「事実誤りがある」かどうかの判断も回避させている。例えば、たしかに、「校長に書面での謝罪を要求・・・これまでに謝罪された言葉だけで良いので書面にして欲しいと要望しました。」のように、「謝罪された言葉だけでよいので書面にしてほしい」との要望を、「謝罪を要求された」と記載される過程には、文書作成者が少なくともそう「認識」したという要素が介在しており、このような「認識、評価」を含む訂正請求部分も多々ある。しかし、「10月6日（木）では無く10月7日です」（本件訂正内容2）や「10月11日に部活動の保護者会が市教委同席で行われたが・・・市教委は同席していません。」（本件訂正内容3）は、「10月6日だったのか、6日でなかったのか」「10月11日の保護者会に市教委の者が同席していたのか、同席していなかったのか」、「事実」はどちらかであり、おそらく記録を調べれば一義的に判明するのではない（例えば、「ケース記録の市役所に行った日が違っている」との訂正請求を認めた姫路市長の決定につき、菅本郁「事実でないことが記載された生活保護ケース 記録訂正請求が認められた事例について」消費者法ニュース122号〔2020年〕57頁以下〔57頁〕参照。その点で、簡単な

調査・確認もされないままなされた不訂正決定の提示理由、「提出された資料では、訂正を裏づける客観的な資料とは認められない」も十分とはいえない)。このように、本件訂正内容1から同3には、「認識、評価」に係る部分と「事実」に係る部分とが混在しており、また、「事実」に係る部分の抽出は可能であると思われる。

そうであれば、実施機関の「訂正」の方法は、そのような、「事実」に係る訂正請求と「認識、評価」に係る訂正請求をふるいにかける作業を初めから懈怠させ、それがため、その先にある、「事実」部分に係る請求を「事実には誤りがある」かどうか判断する作業、及び「認識、評価」部分に係る請求を「事実には当たらない」と判断する作業まで、すべて回避させる結果をもたらしている。

(4) 本件訂正決定(①)及び本件不訂正再取消決定(④)の瑕疵

本件条例が採用する訂正請求制度の趣旨からすると、訂正すべきところは訂正の必要があり、訂正すべきでない所は訂正する必要はない。この「添付」は、これを区別しないまま、両者一括して「訂正」する方法となり、訂正すべき箇所がどこで、それがどう訂正されるのか不明であることに加え、訂正が不要な箇所も「訂正」された体裁をとるという点で、本件訂正請求に対して実施機関の取った一連の対応は、制度の趣旨の根幹にかかわる問題をはらむといえよう。そうとすれば、「すべて訂正」「訂正方法は添付」を内容とする本件訂正決定(①)はその点で瑕疵があり、「すべて不訂正」を内容とする②③を経て、再び①と同内容の「すべて訂正」「訂正方法は添付」を繰り返す本件不訂正再取消決定(④)も、①同様に瑕疵をもつと解される。

訂正の「方法」という観点からは、二重線を施すか、線一本で行うか、赤字にするのか、訂正印を押すのか等々の選択はあるであろう。しかし、それを「裁量権」と呼んで、裁量権の逸脱・濫用の判断基準を設定したとしても、訂正すべき箇所を明示せず、かつ、訂正不要な箇所を「訂正」する訂正方法まで「裁量権の範囲内」とする判旨には反対する。

3. 訂正決定取消しの際の事前手続

本件では、決定の頻繁なやり直しが目を引くが、国の情報公開実務においても、「対象外の文書を開示したり、不開示とすべき部分を開示するなどの誤開示が目には余るほど多い」といわれる。そして、この場合、「まず、誤って開示決定をしている場合には不開示の決定をする必要がある」が、このとき、「開示決定をしている以上、不開示とするのは新たな不利益処分にあたり聴聞等の手続（行政手続法13条以下）が必要になる…（平成23年度〔行情〕答申532号参照）」と解されている（以上、森田明『論点解説 情報公開・個人情報保護審査会答申例』〔日本評論社、2016年〕170頁）。

訂正決定が訂正に係る請求を認めるものであるとすれば、その取消しは、開示決定の取消し同様、訂正決定により形成された請求者の法的地位に対して、新たな不利益を及ぼす作用として行われる処分となるから、行政手続法と同内容であるY市行政手続条例の下では、2条5号に規定される「不利益処分」にあたり、13条2項各号に該当する場合でなければ、同条1項が規定する、不利益処分を行うに際しての事前手続（同項2号の弁明の機会の付与）が必要と解される。したがって、これを欠く本件訂正決定に係る取消決定（②）には瑕疵があり、判旨も、この点につき「国賠法の適用上違法である」と評価しており、妥当と解されよう。

その一方で、判旨は、本件訂正請求の対象となる記載が認識、評価に係るものであるとして、実施機関による訂正義務を否定したが、2で述べた通り、本件訂正請求に「事実」に係る部分も含まれているとすれば、「事実」に誤りがある」かどうかの判断が必要であるところ、「添付」の方法でこの判断を行わないまま「訂正」の決定を行った実施機関の行為は、私見では、争点1に係る判旨同様、国賠法の適用上も違法と解する余地があったのではないかと思料する。

4. おわりに

国家賠償法1条1項の適用上、判断基準の基礎となる「職務上通常尽くすべき注意義務」が、どのレベルのものであるかは、一義的にはいえない

という側面はある。しかし、本件条例上の実施機関の職員として、保有個人情報の開示・訂正業務に携わる際の出発点となり、かつゴールとなるのが、「保有個人情報の開示、訂正、利用停止等を請求する権利を保障することにより、情報に関する個人の権利利益の保護を図り、もって公正で信頼される市政の推進に資すること」(本件条例1条)であり、「個人情報の保護に関し必要な措置を講」(同3条1項)ずるという責務である。

この観点からみると、判決文の文字を追うかぎり、また、私見にとどまるが、本件一部開示決定・不訂正決定の不開示理由の示し方、訂正決定に基づく訂正の方法、訂正取消決定の仕方、そして、それぞれに関する(勝訴するためだと割り引いたとしても)Y市の主張からは、本件条例の目的を実現し課された責務を果たすために業務に携わっているとの姿勢は窺いにくい。そして、それに呼応する形で垣間見られる裁判所の(実施機関にとっての)ハードル設定の低さも、個人情報保護業務に「職務」として携わる職能集団には、必ずしもそぐわないのではないかとの印象を受ける。

〔付記〕

本稿は、科学研究費補助金【基盤研究(B)】課題番号19H01411「行政争訟制度の新たな地平—個別行政法からの提言」(期間2019年度～2022年度, 研究代表者:村上裕章成城大学教授)による研究成果の一部である。

なお、脱稿後、本判決に係る塩入みほも「判解」行政法研究39号(2021年)143頁以下に接した。